解散公告

当法人は、平成二十五年十月三十一開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
滋賀県甲賀市水口町山二六四八番地四
特定非営利活動法人ござれGO－SHU
清算人　田中松太郎

解散公告

当社は、平成二十五年十月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
京都市東山区祇園町南側五七〇番地六
株式会社牡丹
代表清算人　藤本　昌輝

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
京都府舞鶴市字竹屋九七番地
株式会社上野久進堂
代表清算人　上野　久光

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
大阪府大阪市中央区農人橋一丁目一番二二号
ライフファクトリー株式会社
代表清算人　中村　雷太

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
兵庫県宍粟市山崎町岸田一〇番地二
ハリマ日高株式会社
代表清算人　大垣　雅成

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
島根県雲南市木次町山方一一三四番地九
ローソンきすき道の駅内
有限会社ティ・ワイコーポレーション
清算人　高橋　由博

解散公告

当社は、平成二十五年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
山口県山口市小郡下郷一〇三四番地
田中酒造株式会社
代表清算人　田中　幸江

解散公告

当会社は、平成二十五年十月二十九日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
愛媛県大洲市柚木三五八番地一
有限会社リゾーテル宇和海
清算人　片山　洋子

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
高知市長浜四九九〇番地二
有限会社丸由建設
清算人　小笠原章雄

解散公告

当社は、平成二十五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
沖縄県那覇市泊三丁目一四番一〇号
有限会社大翔建設
清算人　大城　正彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月四日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
北海道二海郡八雲町内浦町二〇八番地
社団法人八雲自動車学園
代表清算人　服部　雅彦

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
仙台市青葉区中央二丁目七番三〇号
財団法人角川学園
清算人　角川　重博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
茨城県水戸市三の丸一丁目一番三三号
財団法人常陸那珂地域漁業振興協会
清算人　飛田　弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月三十日をもって存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
長野県千曲市大字上山田三五一〇－一
財団法人日本歴史館
清算人　高野　博夫

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為第二十一条の規定に基づき、存続期間の満了により平成二十五年十一月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
大阪市都島区片町二丁目七番一六号
財団法人片町福祉会館
代表清算人　山田　健一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
香川県高松市亀岡町一－一〇
財団法人香川県明善会
代表清算人　牧田　勝子

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年十一月二十日
香川県東かがわ市三本松一五〇〇番地一
財団法人大中三高会
代表清算人　川北　文雄